

広島経済大学経済研究論集
第31巻第4号 2009年3月

広島経済大学経済学会

2008年度 第8回研究集会〔2008年12月17日（水）〕報告要旨

17世紀ロンドン東インド会社の会計事情 —— 複式簿記導入の目的とその機能に関する一考察 ——

杉 田 武 志*

1. はじめに

1600年に東方への航海により胡椒、香料を獲得することを目的として設立されたロンドン東インド会社 (Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies) は、17世紀イギリスの東インド貿易をけん引するだけでなく、イギリス最古の株式会社としての顔も備えていた。設立当初は制規組合 (regulated company) という形態が採られるが、約60年経過後の1662年に株式会社へと転換を図り、イギリス初の株式会社が誕生することになる⁽¹⁾。この株式会社への転換後、数年にわたり会計上にはいくつかの大きな変化が見られた。初めての配当支払 (1662年)、複式簿記の導入 (1664年)、定期的な財務報告の開始 (1664年)、監査制度の変更 (1666年) などである。とりわけ、1664年の複式簿記導入以後、当時の会計帳簿が今日まで残っており、同社の会計史研究を行う上では重要な関心事として取り上げられる。

そこで、本報告では当時の会計帳簿などの考察を中心として、今日の企業会計と同じく東インド会社の会計においても根本的な構造的仕組みを形成する複式簿記の導入目的と機能について検討していく。

2. ロンドン東インド会社の概要

16世紀末期、それまでインド洋全域を支配していたスペイン、ポルトガルに代わって、オランダが喜望峰を回って東洋から胡椒・香料を直接、輸入し始めていた⁽²⁾。イギリスはといえば、16世紀中葉以降における毛織物業の急速な発展により獲得し

* 広島経済大学経済学部講師

た銀をもって東インドに進出を試みたが、すでに胡椒、香料の貿易を行っているオランダの先駆会社に遅れをとっている状況であった。そこで、先行するオランダに対抗すべきことを目的として、1600年に東インドへの進出を目指したイギリス商人がロンドン東インド会社を設立する。⁽⁴⁾ここに、イギリス東インド会社のおよそ270年にもわたる歴史が幕を開けるわけである。

同社は、設立に際して Elizabeth I から東洋との貿易独占を認められ、15年間有効の特許状を付与された。このことから、東インド会社は喜望峰よりマゼラン海峡にわたる貿易独占権を背景に東インド貿易を牽引した存在として、その名を知られる。それだけでなく、1657年には、永続性を備えるなど徐々に株式会社成立の要件を備えていき、設立からおよそ60年経過後に株式会社へと転換を図り、イギリス最初の株式会社としても論じられる。⁽⁵⁾

設立当初、同社は古きギルド制に端を発する制規組合の形態が採られ、その中に一航海ごとに航海を実施するための個別企業が設立された。1613年には個別企業に代わって、複数の航海を運営するために一企業を設立する合本企業 (joint-stock company) 制が採用され、それから約半世紀後の1662年に交付された「破産宣告者に関する布告の条例」(An Act declaratory concerning Bankrupts) によって、同社は全社員の有限責任制を備えて株式会社への転換を図った。

その後、これに対抗して1698年に設立されたイギリス新東インド会社が設立されて、これら2社が1709年に合同した結果として成立した合同東インド会社が誕生する。この合同東インド会社は、1874年の精算を迎えるまで、170年間にわたり、東インド貿易に従事するほかに、イギリスにおけるインド統治に対して寄与することとなる。

3. 現存する会計帳簿と議事録

本報告では、同社へと導入された複式簿記の導入目的とその機能を解明することを目的としていることから、その簿記手続きが反映されている同社の仕訳帳、元帳などの史料を主な分析対象とした。イギリス東インド会社の会計帳簿などは、現在、ロンドンにある大英図書館 (British Library) に集約され、アジア、パシフィック、アフリカ、コレクション (Asia, Pacific & Africa Collections) におけるインディア・オフィス・レコーズ (India Office Records) の一部として所蔵されている。⁽⁶⁾ インディア・オフィス・レコーズは、東インド会社の取締役会の議事録、各部門の記録、商館の記録、および東インド会社の解散後にインド統治業務を担ったインディ

アン・オフィス (Indian Office) のものなど多岐に渡る史料から構成される。史料の総数は30万以上の巻数を数えるため、アルファベットの書架番号 (A-Z) による分類も50以上に上る⁽⁷⁾。

本報告が主に対象とする同社の元帳や仕訳帳を含む東インド会社の会計に関する記録は、書架番号 L/AG (Accountant General's Records : 1601-1974年) に属しており、そこには同社の会計担当役が管理した約8,200巻以上もの史料が所蔵されている。その会計記録の中でも、L/AG/1シリーズには、会計担当役によって記帳された元帳 (1664-1955年)、仕訳帳 (1664-1941年) を含む14種類の帳簿が分類、所蔵される⁽⁸⁾。元帳は1664年8月から同社が清算される1870年までのものであり、全部で39巻である⁽⁹⁾。この元帳に対応する仕訳帳は56巻存在している。

これらのうち、現存する最も古いものである元帳 B (1664年8月-1669年3月) から元帳 F (1676年1月-1678年5月) とこれに対応する仕訳帳の考察を行った。加えて、会計に関する史料のほかに、同社の経営に関する史料も用いた。具体的には、当時の会計の仕組みを記した1621年の内規 (The Lawes or Standing Orders of East India Company)、当時の理事会、総会、出資者総会の議事録 (Court of Minutes) および、これらを編纂した研究も分析対象に含めた。これは、簿記手続きの導入に関する会計上の重要な意思決定なども理事会において協議がなされているだけでなく、総会、出資者総会での財産有高に関する報告、資本評価の報告が行われたこともあり、会計の側面を考察する上でも議事録は有意義なものとなるからである。

4. 複式簿記導入の目的とその機能

最後に、本報告における結論を述べる。上述した史料などの考察結果として、複式簿記には新たな簿記手続きとして、東インド貿易に伴う膨大な輸出入商品に対する詳細な記帳、ならびに商館の記録の複写と記帳が期待されたものであったことが指摘される。具体的にいえば、1666年に導入された複式簿記は、より詳細な商品取引について、種類別に記帳を行うとともに責任の明確化を行い、インドから送られてくる記録を本社の帳簿へと示すことを目的として導入されたといえる。

さらに、複式簿記の導入により、もっぱら航海ごとの成果のみを表すだけでなく、本国と仕向地先に関する債権債務、商品の種類ごとの把握、それらに基づく財産有高の増減について、継続して本社で包括的かつ体系的に秩序立てて整理、記帳することができるようになったといえる。このことが複式簿記の機能として指摘される。

なお、複式簿記が導入される背景として当時の貿易状況の悪化、私貿易の増加、合同合本（1650年）と新合本（1657年）への移行に伴う、両合本における出資者間の利害関係の整理などが考えられる。

注

- (1) 西村 [1966] 28-29頁。
 ロンドン東インド会社の設立当初、外郭のカンパニーとして「東インド会社」（＝制規組合）が設立され、会社の航海活動を実施するために、各航海ごとに出資を募り、外郭たる「東インド会社」の中に当座的な個別企業（航海企業）が設立された。制規組合とは、ギルド的の組合であって、それは数多くの独立した商業資本を包括しこれを規制するにすぎない団体を指す（大塚 [1969] 184-186, 449頁）。
- (2) 浜本訳 [1989] 4-6頁。
- (3) 西村 [1966] 28-29頁。
 「東インド」とは、インド諸地方を意味しており、15世紀から18世紀前半にかけてのヨーロッパ商人の理解するところでは、豊富かつ贅沢な東方物産を産出する諸地域を意味していたとされる（西村 [1966] 2-3頁）。
- (4) 西村 [1966] 2-3頁。
- (5) イギリス東インド会社には、1600年に設立されたロンドン東インド会社、これに対抗して1698年に設立されたイギリス新東インド会社（English Company trading into the East Indies）、および、これら2社が1709年に合同した結果として成立した合同東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies）が含まれている。なお、本報告では、ロンドン東インド会社を研究対象としており、とりわけ3社を識別する必要がない場合には、3社をイギリス東インド会社、もしくは東インド会社として記述することにする。
- (6) 大英図書館以外に、ナショナル・アーカイブス（The National Archives）においても同社総裁の書簡など、多くの史料が所蔵されている。
- (7) Ashton and Tuson [1987] p. 2.
 たとえば、初めのAのシリーズでは、A/1-2（A/1/1-111, A/2/1-28）の分類が行われ、合計139巻もの史料が所蔵されている。そこでは東インド会社に付与された特許（Charter）、宣言書などの主に会社の権利や特権に関する公式文書が含まれる。次のシリーズB/1-273では、東インド会社の理事会および総会の記録が中心となる。
- (8) Moir [1988] pp. 127-130, 156-163.
 この中には、1858年の東インド会社解散後に設置されたインディア・オフィスの会計記録も1955年までにわたるものまで所蔵されている。
- (9) ロンドン東インド会社が設立された1600年から1663年までの元帳もしくは仕訳帳は、今日発見されてはいないが、1664年の元帳Bの開始時に旧元帳の締切に関する命令を理事会で行っていること、さらに元帳Bには、旧元帳から繰越された勘定残高が繰越されていたとされることから、元帳B以前に元帳が存在したと考えられる（Sainsbury (E) [1925] p. 49; Winjum [1972] pp. 335-336, 340）。

なお、元帳Bよりも古い元帳に関しては、元帳Aとして仕訳帳では記入が行われている。また、仕訳帳411-412頁では、元帳Cの資本金勘定への修正項目のうち、1659年から1664年7月までのものは元帳Aの項目であることが示されていることから、元帳Aは遅くとも1659年の取引を含めて記録されていたものであることがうかがえる。つまり、元帳Bの前に元帳Aが記帳されていたことが推察される。

参 考 文 献

- Ashton, S. and Tuson, P. [1987] *A Brief guide for Teachers*, London.
- Chaudhuri, K. N. [1965] *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Company 1600-1640*, London.
- [1978] *The Trading World of Asia and The English East India Company 1660-1760*, Cambridge.
- Gardner, B. [1971] *The East India Company*, London (浜本正夫訳 [1989] 『イギリス東インド会社』リポート)。
- Moir, M. [1988] *A General Guide to The India Office Records*, London.
- Sainsbury, E. B. [1907-1938] *A Calendar of the Court Minute etc. of the East India Company 1635-1679*, Oxford.
- Winjum, J. O. [1972] *The Role of Accounting in the Economic Development of England : 1500 to 1750*, Urbana, Illinois.
- 大塚久雄 [1969] 『株式会社発生史論』岩波書店。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- [1999] 「複式簿記の機能的発展—財産計算システムとしての複式簿記の誕生と展開—」国民経済雑誌, 第179巻第4号, 1-18頁。
- [2002] 「イギリス東インド会社と企業統治—初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」国民経済雑誌, 第186巻第4号, 19-30頁。
- (編著) [2007] 『複式簿記の構造と機能—過去・現在・未来—』同文館出版。
- 西村孝夫 [1960] 『イギリス東インド会社史論 (改訂版)』啓文社。
- 茂木虎雄 [1994] 『イギリス東インド会社社会計史論』大東文化大学経営研究所。